

指定管理者評価シート(1次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働室 健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課
評価対象期間	平成26年4月1日～27年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所 在 地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東小学校区コミュニティ推進協議会
	所 在 地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>※ 指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。 その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p>	
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日	

2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】	A
	A
(1) 施設の設置目的である事業運営の達成	A
	A
① 事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。	A
	A
② 施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。	A
	A
③ 施設の設置目的に応じた適切な広報活動がなされ、その効果があったか。	B
	B
<p>〔所見〕 (コミセン) 登録グループを中心に、地域活動の拠点として活発に利用されている。前年度に比べ登録グループ数が減少しているが、コミュニティセンターの設置目的に沿った活動状況を調査し、個人教室のような営利目的の使用を断ったためである。指定管理者が施設の設置目的に沿って、利用者に十分な説明を行っている。 (憩いの家) 高齢者の心身の健康の増進を図るための活動拠点として、駅から近いこともあり、利用されている。登録手続きについて説明会の際に各グループの代表者に周知をしていただいた。会館に関する情報をチラシや市ホームページで公開し広報活動を行っている。</p>	
<p>〔改善項目〕 (コミセン) 特になし。 (憩いの家) 引き続き会員数を増加させるため会員募集等の広報活動を行うこと。</p>	
(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況	A
① 施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。	A
<p>〔所見〕 (コミセン) 当館は、多田東コミュニティ協議会の活動拠点として、有効に活用されている。 (憩いの家) 登録グループ数は平成26年度は横ばいで推移しており(平成26年度20グループ、平成25年度20グループ)、地域のコミュニティや福祉活動の拠点として活用されている。</p>	
<p>〔改善項目〕 (コミセン) 特になし。 (憩いの家) 引き続き登録説明会において利用者の理解を得るため、施設の利用目的や利用規定について説明を行うこと。</p>	

(3) 利用者の満足度	A
	A
① 利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。	A
	A
② 利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。	A
	A
③ 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。	A
	A
④ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
	A
<p>〔所見〕 (コミセン) アンケートでは、職員の対応が良いという利用者意見も多く、利用者の満足度が高い。 (憩いの家) 利用者からの苦情に対しての対応については会館の空調に関する苦情があり、平成26年1月に改修工事を行った。利用者アンケートで職員の対応について74.7%の方から満足という意見をいただいた。自己評価に書かれているように、清掃や丁寧な対応を心がけ利用者が満足できるよう取組みをされている。</p>	
<p>〔改善項目〕 (コミセン) 特になし。 (憩いの家) 利用者との良好な関係、信頼関係を深めるためにも今後も積極的に利用者とのコミュニケーションを取っていただきたい。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
2 効率性の向上に関する取組み【効率性】	A
(1) 経費の節減	A
① 施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。	A
② 管理運営業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。	A
<p>〔所見〕 (コミセン) 日頃から経費節減に十分取り組んでいる。空調設備更新による節電効果も期待できる。業者発注の際は、見積もり合わせを行い、経費節減を行うとともに、サービスの質に注意されていることは、指定管理者として費用対効果意識が高いことが伺える。 (憩いの家) 利用者への光熱費削減の呼びかけ、施設の蛍光灯のうち80本をLED電球に取替え等による経費削減に取り組んだ。</p>	
<p>〔改善項目〕 (コミセン) 特になし。 (憩いの家) 室内の温度設定に関してはエアコンの適正な温度設定を保つことにより、利用者の健康面を考慮しながら経費削減に努めること。 また、清掃に関しては作業状況の確認を行うこと。</p>	

評価項目及び評価のポイント	評価レベル
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】	A
(1) 管理運営の実施状況	A
① 施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。	A
② 業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。	A
③ 施設の維持管理が適切に行われたか。	A
④ 指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。	B
<p>〔所見〕</p> <p>(コミセン) 職員は常時2人体制を取り、利用者に対して細かな点まで目を配られている。アンケートで職員対応に関する満足度が上昇していることは、指定管理者により十分な指導がなされている結果である。</p> <p>(憩いの家) 年1回のグループ説明会や申請時に会館と市から利用者に対して利用の説明をして、管理の適正化、公正化の確保を図る仕組みを作り適正な管理に取り組んでいる。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(コミセン) 土日休日、夜間の無人での貸館の際、許可を受けた部屋以外を無断で使用できないよう、平成25年度に各部屋に鍵を取り付けた。登録グループの利用の実状などを把握しながら、各部屋の鍵を有効に利用することにより、不正使用への対応を検討すること。</p> <p>(憩いの家) 特になし。</p>	
(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など	B
	B
① 施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供・広報活動が十分になされたか。	A
② 施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。	A
③ 日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。	B
④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。	B
⑤ 事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。	B
<p>〔所見〕</p> <p>(コミセン) 地域の拠点として、掲示板を有効に活用し広報活動が行われている。 土日休日、夜間の無人での貸館については、緊急連絡先を表示するなど、現状では適切な対応がなされている。</p> <p>(憩いの家) 安全対策については、当館は高齢者が利用する施設であるが、館内は階段がなくトイレの段差もあるため、バリアフリー化への要望がある。そのため今後関係機関と協議していく必要がある。</p>	
<p>〔改善項目〕</p> <p>(コミセン)(憩いの家) 特になし。</p>	

総 合 評 価

[所見]	評価ランク	A
	評価ランク	A
<p>(コミセン) 多田東コミュニティ協議会の活動拠点として、有効に活用されている。また、地域の自治会や各種団体も会館を活動拠点として有効に利用されており、コミュニティセンターの設置目的に沿った適切な利用がなされている。</p> <p>(憩いの家) 平成26年度の老人憩いの家多田東会館の利用人数は8,015人で平成24年度から増加傾向にあり(平成24年度は7,564人、平成25年度は7,962人)、高齢者の活動の場として有効に利用されている。</p>		
[改善項目]		
<p>(コミセン) 特になし。</p> <p>(憩いの家) 高齢者の増加に伴い利用者の増加が予想されるため、登録グループ間の利用枠の調整等を行い公平な利用を進めることが今後の課題となると思われる。</p>		